

平成23年度 千葉県環境保全対策基金事業計画

平成23年度事業計画は、以下に定めるところによる。

1. 基金造成事業の推進

- (1) 基金の趣旨を各種の団体や多くの県民に広報し、基金造成への協力を要請する。

2. 広報啓発事業

- (1) 産業廃棄物の不適正処理防止の呼びかけを協会配付・販売の各種資料や新聞・雑誌等を通じ積極的に広報啓発する。
- (2) 産業廃棄物の適正処理の推進及び減量化、3R(再生、再資源化、再利用)の推進を、各種行事を通じて広報啓発する。(エコメッセ等県民参加の各種行事に参加する)
- (3) 「千葉県廃棄物適正処理推進大会」を開催し、産業廃棄物の適正処理を県民に広く広報する。
- (4) NPO団体と連携し、産業廃棄物の適正処理について県民に一層の周知を図る。

3. 研修事業

- (1) 県民向けに「産業廃棄物県民講座」を開催し、講義や現場研修を通じて廃棄物の適正処理と産業廃棄物への正しい理解を求める。
- (2) 産業廃棄物処理業者向けに「研修会」を開催し、業を行うに必要な知識の普及啓発を行う。

4. 適用事業

- (1) 建設汚泥の再生利用等調査委託
- (2) 不法投棄等、不適正処理された産業廃棄物に対して、県民の生活環境保全上の支障をきたす場合、支障除去事業の支援を行う。

5. 基金の経済基盤の安定化と健全化を目指す。

基金を安定的、永続的な資金にするため、銀行等の金融機関に預け入れ日常的な短期運用を行う一方、金融機関を通じて国債、公債等の安全性・確実性の高い債権等を購入し、長期運用により資産の増加を図り、基金の経済基盤の安定化と健全化を目指す。

6. その他事業の実施については、基金運営委員会の議を経て実施する。